




発委第4号

收受年月日	議長	事務局長	書記
27.3.17			
第179号			

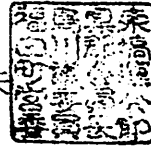


平成27年3月17日

埴町議会議長 鈴木 道男 様

提出者

議会運営委員会委員長 大縄 武夫



埴町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び埴町議会会議規則（昭和62年埴町議会規則第10号）第14条第3項の規定により提出する。

提案理由

埴町課設置条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。



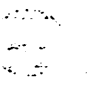
埴町議会委員会条例の一部を改正する条例  
埴町議会委員会条例(昭和62年埴町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第1章 通則</p> <p>(<u>常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済厚生常任委員会 7人 健康福祉課、まち整備課、生活環境課、農業委員会及び保育園の所管に属する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2章 会議及び規律</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員</u>その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>本則</p> <p>第1章 通則</p> <p>(<u>常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済厚生常任委員会 7人 健康福祉課、まち整備課、水道課、農業委員会及び保育園の所管に属する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2章 会議及び規律</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員</u>その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p>

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

收受年月日	議長	事務局長	書記
27.3.10			
第174号			



発委第1号

平成27年3月10日

埴町議会議長 鈴木 道男 様

提出者

議会運営委員会委員長 大縄 武夫



埴町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり埴町議会会議規則（昭和62年埴町議会規則第10号）第14条第3項の規定により提出する。

提案理由

委員会の欠席届及び議場への携帯品持ち込みの規制を規定し本会議及び委員会の規律を保つため改正を行う。

埴町議会会議規則の一部を改正する規則  
埴町議会会議規則（昭和62年埴町議会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第7章 委員会 (委員会の欠席届) <u>第65条の2 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>第12章 規律 (携帯品) 第103条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機、<u>録音機及び電話機</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>	<p>本則</p> <p>第7章 委員会 (新設)</p> <p>第12章 規律 (携帯品) 第103条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。